

# 楽生苑短期入所生活介護事業所 利用料金表

## 介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護

《短期入所生活介護費・居住費・食費》

令和元年10月1日現在

サービス内容略称	1割	2割	3割	
予防併設短期生活Ⅱ 1<多床室>	438	876	1,314	要支援1
予防併設短期生活Ⅱ 2<多床室>	545	1,090	1,635	要支援2
予防併設短期生活Ⅰ 1<従来型個室>	438	876	1,314	要支援1
予防併設短期生活Ⅰ 2<従来型個室>	545	1,090	1,635	要支援2
併設短期生活Ⅱ 1<多床室>	586	1,172	1,758	要介護1
併設短期生活Ⅱ 2<多床室>	654	1,308	1,962	要介護2
併設短期生活Ⅱ 3<多床室>	724	1,448	2,172	要介護3
併設短期生活Ⅱ 4<多床室>	792	1,584	2,376	要介護4
併設短期生活Ⅱ 5<多床室>	859	1,718	2,577	要介護5
併設短期生活Ⅰ 1<従来型個室>	586	1,172	1,758	要介護1
併設短期生活Ⅰ 2<従来型個室>	654	1,308	1,962	要介護2
併設短期生活Ⅰ 3<従来型個室>	724	1,448	2,172	要介護3
併設短期生活Ⅰ 4<従来型個室>	792	1,584	2,376	要介護4
併設短期生活Ⅰ 5<従来型個室>	859	1,718	2,577	要介護5
サービス提供体制加算Ⅰ	12	24	36	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が60/100以上
機能訓練加算	12	24	36	機能訓練指導員を配置している場合
看護体制加算Ⅲ	12	24	36	利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が7割以上
看護体制加算Ⅳ	23	46	69	利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が7割以上
夜勤職員配置加算Ⅲ	15	30	45	看護職員又はたんの吸引ができる介護職員を配置した場合
若年性認知症入所者受入加算	120	240	360	若年性認知症利用者ごとに担当者を定めてサービスを提供した場合
緊急短期入所受入加算	90	180	270	居宅サービス計画に位置付けられていない利用を緊急に行った場合
医療連携強化加算	58	116	174	重度者への対応強化
療養食加算	8	16	24	1食を1回として療養食を提供した場合
送迎加算	184	368	552	居宅と当事業所との間の送迎を行った場合(片道)
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	8.3%			基本サービス費+各種加算の総単位数に8.3%加算
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	2.3%			基本サービス費+各種加算の総単位数に2.3%加算
食費	利用者負担 第1段階	300		(居住費と食費の自己負担について) 食費と居住費は各所得段階に応じて左記の料金を負担していただきます。 食費内訳 朝食(320円) 昼食(600円) 夕食(580円)
食費	利用者負担 第2段階	390		
食費	利用者負担 第3段階	650		
食費	上記以外の方	1,500		
多床室居住費	利用者負担 第1段階	0		第1段階 世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者、または生活保護受給者
多床室居住費	利用者負担 第2段階	370		
多床室居住費	利用者負担 第3段階	370		第2段階 世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入と遺族年金・障害年金の合計額が80万円以下
多床室居住費	上記以外の方	855		
個室居住費	利用者負担 第1段階	320		第3段階 世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入と遺族年金・障害年金の合計額が80万円超える
個室居住費	利用者負担 第2段階	420		
個室居住費	利用者負担 第3段階	820		
個室居住費	上記以外の方	2,100		第4段階 課税世帯で第2段階、第3段階に該当しない方

単位(円)